

#### 4 国立（国定）公園の地域区分と行為規制

区 分		説 明	行 為 規 制
国立公園	特別保護地区	○公園の中で特に優れた自然景観、原始的状態を保持している地区	○許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。 1. 特別地域で規定している行為 2. 木竹の損傷・植栽、動物の放出 3. 屋外における物の集積又は貯蔵 4. 火入れ、たき火 5. 植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取 6. 植物の植栽、播種 7. 動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷 8. 車馬等の乗入れ 9. その他政令で定める行為
	別第1種特別地域	○特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	○許可制 1. 工作物の新增改築 2. 木竹の伐採 3. 指定区域内における木竹の損傷 4. 鉦物の掘採又は土石の採取 5. 河川、湖沼の水位・水量の増減 6. 指定湖沼への汚水の排出等 7. 広告物の設置等
	別第2種特別地域	○第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林・漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域	8. 屋外における指定物の集積又は貯蔵 9. 水面の埋立、干拓 10. 土地の形状変更 11. 指定植物の採取等
	別第3種特別地域	○特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	12. 指定区域内における指定植物の植栽・播種 13. 指定動物の捕獲等 14. 指定区域内における指定動物の放出 15. 屋根、壁面等の色彩の変更 16. 指定する区域内への立入り 17. 指定区域内における車馬等の乗入れ 18. その他政令で定める行為
園	普通地域	○景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む。）	○事前届出制 1. 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える建築物の新增改築等 2. 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 3. 広告物等の設置等 4. 水面の埋立、干拓 5. 鉦物の掘採又は土石の採取 6. 土地の形状変更 7. 海底の形状変更